

入札監理小委員会における審議結果報告 原子力科学研究所施設清掃業務

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要

原子力科学研究所構内及び構内諸施設の維持・保全のため、清掃（通常清掃、定期清掃、管理区域内清掃及び屋外清掃）、ごみ処理及び古紙回収を行うもの

○ 実施施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（茨城県那珂郡東海村）

○ 事業期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

(2) 選定の経緯

本事業は、直近の2契約において不落随意契約が続いていることから、競争性に課題があるとして、公共サービス改革基本方針（令和5年7月4日閣議決定）において市場化テストの対象事業として選定された。審議対象となる今期が市場化テスト第1期である。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

本事業は、直近の2契約において、複数者からの入札があるものの、予定価格内の入札がないことから不落となっている。そのため、次期契約においては、予定価格内での適正な調達が行われるよう、事業者へのヒアリングも踏まえて、事業内容の見直しによる予定価格の適正化や、事業の詳細な情報の開示を行うこととしている。

詳細は以下のとおり。

(1) 事業内容の見直し

- 構内全施設の清掃頻度の見直し（清掃面積に換算して約3割減）を実施

【資料5-2（21/43頁）】

(2) 事業の詳細な情報の開示

- 要員体制の例、処理すべきごみの分量の目安、1月あたりの延べ清掃面積、構内施設配置図を開示

【資料5-2（21、31、39、43/43頁）】

- 資格要件（作業責任者認定制度現場責任者）について、1名の保有で足りる旨を明記

【資料5-2（33/43頁）】

(3) その他

- 過去説明会に参加した事業者に対し、応札しなかった要因についてヒアリングを実施
- 入札参加グループによる入札が可能である旨を明記【資料5-2(5/43頁)】
- 従来の説明会に加え、現地説明会及び東京都内における説明会を実施【資料5-2(6/43頁)】
- 今後、他拠点での入札参加者等に対して声掛けを実施予定

3. 実施要項(案)の審議結果について

【指摘1】清掃範囲に管理区域を含んでいることが、一般清掃事業者にとっての参入障壁になっているのではないかと。また、その結果として、原子力関係事業者しか受託ができない状況となり、単価が高止まりしているのではないかと。管理区域を分割して発注することについて検討すべきではないかと。

【対応1】検討した結果、以下の理由から、管理区域とそれ以外の区域との分割は行わないこととした。

○清掃範囲に管理区域を含んでいることが、一般清掃事業者にとっての参入障壁になっているとは考えにくい。

- ・本事業の過去の契約において、一般清掃事業者による入札及び入札説明会への参加実績がある
- ・本事業の過去の契約において入札説明会に参加したものの入札に至らなかった複数の一般清掃事業者にヒアリングを行ったところ、いずれの一般清掃事業者からも、管理区域の清掃は対応可能であるとの回答を得ている
- ・原子力施設での業務従事経験がない事業者であっても、放射線業務従事者の登録を行うことで受託可能である。さらに登録の手続については、請負事業者決定から実施までの期間で対応可能である
- ・他法人の管理区域を含む施設において一般清掃事業者が清掃業務を受託している事例が複数存在する

○現契約において、管理区域を含む現行の清掃単価が、一般的なビル清掃の単価と比較しても低い水準にあることから、単価が高止まりしているという事実はない。

なお、分割して発注することの是非については、次期契約も見据え、引き続き検証を実施していく予定である。

【指摘2】実施要項からは、一般清掃事業者でも受託可能であることが伝わらないため、記載に工夫が必要ではないかと。

【対応2】・原子力施設での業務従事経験のない事業者であっても、新たに必要となる資格等を取得し、本業務を受託することが可能である旨を実施要項に明記した。【資料5-2(22/43頁)】

- ・放射線業務従事者の登録に必要な提出物、講習内容及びその所要時間を実施要項に明記した。【資料5-2(33/43頁)】
- ・加えて、今後、一般清掃事業者等への声掛けを行うこととしている。

4. パブリックコメントの対応について

令和5年10月18日から同年11月8日まで実施したが、意見の提出はなかった。